

木古内風力開発株式会社「(仮称)木古内風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年12月6日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)木古内風力発電事業 環境影響評価方法書について、木古内風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道上磯部郡木古内町、檜山郡上ノ国町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年 3月25日
住民意見の概要等受理	令和6年 7月16日
北海道知事意見受理	令和6年 9月27日
経済産業大臣勧告発出	令和6年12月 6日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、木全  
電話03-3501-1742（直通）

木古内風力開発株式会社「(仮称)木古内風力発電事業 環境影響評価  
方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺では、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチ音及び純音性可聴度の発生状況の把握を適切に行うこと。
3. 水質の調査にあたっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域の周辺には住宅等が存在していることから、風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 動植物の調査地点及び踏査ルートについては、土地改変や樹木の伐採を予定する場所及び重要な種の集団植生や生息場所を踏まえて、設定すること。
6. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適正な方法で行うこと。
7. 希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。  
また、白神岬周辺は、北海道と本州を渡る多くの鳥類の渡りのルート及び休息地であることから、適切な調査期間を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。
8. 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、

適切に選定すること。

9. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)